

業務用車両借入

入 札 説 明 書

奈良市柏木町129-1

公益財団法人奈良県地域産業振興センター

入 札 説 明 書

次の案件について、一般競争入札により執行します。
案件の概要、入札参加資格要件等については、下記のとおりです。

- 1 公告日 令和7年8月22日（金）
- 2 契約者名 公益財団法人奈良県地域産業振興センター 理事長 山下 真
- 3 担当部局 〒630-8031
奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター内
公益財団法人奈良県地域産業振興センター 総務企画課
電話 0742-36-8310
FAX 0742-36-4010

- 4 競争入札に付する事項
- (1) 案件名
業務用車両借入
- (2) 借入内容
別紙「業務用車両借入仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（36ヶ月）

5 競争入札参加資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、公益財団法人奈良県地域産業振興センター理事長による入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) インボイス制度に基づき、税務署の審査を受けて登録される適格請求書発行事業者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (6) 奈良県における「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、主な業種を営業種目01「賃貸業務」で登録し、主な取扱品目が「自動車」で登録している者。
- (7) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

- (8) 過去2年間(令和5年4月1日から、本入札の公告日まで)に当財団又は公共団体等と本入札と同種の業務を複数契約し、かつ、誠実に履行している(した)者。
- (9) 奈良県暴力団排除条例(平成23年3月奈良県条例第35号)第6条に規定する、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しない者であること。
- (10) この公告に示した内容を確実に履行できる者であること。

6 競争入札参加資格の確認書類等

- (1) 入札参加者は、次に掲げる入札参加申込兼参加資格確認申請書及び競争入札資格参加確認書類を提出し、5に示す要件を満たし、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
 - ① 申込(申請)受付場所 上記3に示す場所
 - ② 提出期限 令和7年9月10日(水) 午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
 - ③ 提出書類
 - ア. 入札参加申込兼参加資格確認申請書(様式1)
 - イ. 5の(6)に掲げる入札参加資格審査結果通知書の写し
 - ウ. 過去実績表(様式2)
 - ④ 参加資格の有無
提出のあった入札参加申込兼参加資格確認申請書及び関係書類等に基づいて確認し、その結果を令和7年9月17日(水)までにFAXにより通知するとともに、文書(入札参加資格者確認通知書)を発送します。
- (2) その他
 - ① 提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
 - ② 提出された書類は、競争参加資格の確認に使用する以外は無断で他の資料として使用しません。
 - ③ 提出された書類は返却しません。
 - ④ 書類の訂正、差替え等は一切できません。書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認のうえ提出して下さい。提出書類に不備又は1枚でも添付もれがある場合は失格となります。

7 本説明書及び仕様書に関する質問

入札説明会は実施しません。質問票はFAXにて提出してください。(様式3、提出した資料等は返却しません。)質問票を提出する場合は必ずその旨を電話で連絡してください。

- (1) 質問票提出期限
令和7年8月29日(金) (土曜日、日曜日及び祝日を除く)の正午。
- (2) 提出場所
上記3に同じ
- (3) 質問の回答
令和7年9月4日(木) 午後3時以降FAXにて回答します。

8 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年9月24日(水) 午後2時(時間厳守)
- (2) 場所 奈良県産業振興総合センター 2階 毛皮革棟 研修室

9 入札方法に関する事項

- (1) 郵便による入札は行いません。
- (2) 入札参加資格確認通知書の写しを、当日持参して下さい。
- (3) 入札書(様式4)は、入札日時に入札箱に投入してください。その際、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表面に名称又は商号及び「業務用車両借入」と記入してください。
また、封筒の裏は代表者印または委任を受けた者の印(どちらでも可)で封印してください。
- (4) 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状(様式5)を提出するものとします。
- (5) 入札者は、その提出した入札書については、引き換え、変更又は取り消すことができません。

- (6) 入札執行回数は、2回を限度とし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札をおこなった者がいないときは、直ちに再度の入札をおこなうものとします。ただし、再度の入札は、当該入札に参加しようとする者がいない場合はおこないません。
- (7) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格としますので、入札者は、見積もったリース期間（36ヶ月）分の総額（消費税及び地方消費税を含めた額）を入札書に記載してください。
- (8) 競争入札参加資格の確認申請書を提出後、本入札への入札を辞退することとなった場合は、速やかに辞退届（様式6）を上記3に提出してください。

10 入札書について

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨（アラビア数字で表記すること。）とします。
- (2) 入札は入札書（様式4）によります。
- (3) 入札書の記載にあたっては、下記の点に注意してください。
 - ア 入札者氏名及び押印は、法人の名称及び代表者の氏名とし、又印章にあつては会社印と代表者印をとします。
 - イ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名及び当該代理人の氏名を記載して押印しておくとともに、委任状（様式5）を持参のうえ、提出してください。
- (4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について入札書に押印した物と同じ印を押印しておかなくてはなりません。但し、入札書記載の価格を加除訂正することはできません。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

なお、無効の入札をした者については、再度の入札に加わることができません。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札条件に違反した入札
- (3) 入札に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 入札記載の価格を加除訂正した入札
- (6) 同一入札者がなした2以上の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 虚偽の申請を行った者の入札

12 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札執行後直ちに入札参加する者又はその代理人が必ず出席（1社1名）して行うものとします。この場合において、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行うこととします。
- (2) 当該入札にあつては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出したものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札をした者を落札者とします。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。
- (4) 落札となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の要件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (5) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合があります。

13 契約書作成の要否

要します。

14 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認めるときは、契約を締結しないものとします。

- ① 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。））であるとき。
- ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合において、当財団が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

15 契約の解除

契約締結後、契約の相手方について14の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当財団に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、14の①、③、④及び⑤中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

16 その他

（1）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

（2）本件入札に関する一切の費用は、入札者の負担とします。

（3）目的外使用の禁止

この入札書説明書の交付を受けた者は、当財団から提供を受けた入札関連の文書を、第三者に漏らしたり、本件入札及び契約等以外の目的に使用してはいけません。

（4）入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

（5）その他

・支払条件

契約後の賃借料の支払いは、1ヶ月分ずつ翌月末に支払います。但し、初月及び最終月については、日割計算により支払うものとします。

・予算の減額または削除に係る契約の解除等

翌年度以降の予算において、支払うべき代金が減額又は削除されたときは、契約を変更または解除する場合があります。その時に、損害が発生した場合は、損害の賠償を請求することができます。

17 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止することがあります。この場合における損害は保証しません。

18 契約の仕様等に関する問い合わせ先
上記3に同じ

19 交付書類

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 入札説明書 | |
| (2) 入札参加申込兼参加資格確認申請書 | (様式1) |
| (3) 過去実績表 | (様式2) |
| (4) 質問票 | (様式3) |
| (5) 入札書 | (様式4) |
| (6) 委任状 | (様式5) |
| (7) 業務用車両借入仕様書 | |
| (8) 入札辞退届 | (様式6) |
| (9) 入札記入例 | |